

第 2 0 5 回 三重県都市計画審議会

議 事 録

令和 8 年 8 月 1 9 日

第205回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 令和8年8月19日（水）
2. 開会時間 15時00分
3. 閉会時間 16時18分
4. 開催場所 アスト津 4階 アストホール

5. 提出議案

- 第1842号議案 桑名都市計画区域区分の変更
第1843号議案 伊勢都市計画道路の変更
第1844号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
（津市内 産業廃棄物処理施設）

6. 出席委員の議席番号及び氏名

- | | | | |
|-------|--------|----------------|-------------|
| 1番委員 | 村田 美希 | 追手門学院大学准教授 | |
| 2番委員 | 浅野 純一郎 | 豊橋技術科学大学教授 | |
| 3番委員 | 中平 恭之 | 近畿大学工業高等専門学校教授 | |
| 4番委員 | 浦山 真美 | 三重県建築士会 | |
| 6番委員 | 山岡 智美 | 津商工会議所 | |
| 7番委員 | 宮崎 城治 | 三重県宅地建物取引業協会 | |
| 8番委員 | 増田 理子 | 名古屋工業大学教授 | |
| 9番委員 | 石田 耕三 | 東海財務局津財務事務所長 | （代理 長谷川 久泰） |
| 10番委員 | 西村 拓 | 中部地方整備局長 | （代理 大吉 雄人） |
| 11番委員 | 小峰 賢哉 | 東海農政局長 | （代理 都築 孝彦） |
| 12番委員 | 三浦 聡 | 中部経済産業局長 | （代理 山岡 毅） |
| 13番委員 | 神谷 昌文 | 中部運輸局長 | （代理 小出 和仁） |
| 14番委員 | 谷井 義正 | 三重県警察本部長 | （代理 森阪 剛士） |
| 15番委員 | 加藤 千速 | 三重県市長会副会長 | |
| 17番委員 | 市野 修平 | 三重県議会議員 | |
| 18番委員 | 難波 聖子 | 三重県議会議員 | |
| 19番委員 | 川口 円 | 三重県議会議員 | |
| 20番委員 | 石田 成生 | 三重県議会議員 | |
| 21番委員 | 今井 智広 | 三重県議会議員 | |
| 22番委員 | 中嶋 年規 | 三重県議会議員 | |
| 23番委員 | 野間 芳実 | 三重県市議会議長会会長 | |

第205回三重県都市計画審議会

1 開会

○司会：都市政策担当 片田次長

それでは出席予定の委員の方々もお揃いになりましたので、ただ今から第205回三重県都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の司会を担当いたします、県土整備部 都市政策担当次長の片田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 あいさつ

<あいさつ>

○司会：都市政策担当 片田次長

開会にあたり、県土整備部理事の上村から、ご挨拶申し上げます。

○県土整備部 上村理事

ただいまご紹介いただきました県土整備部理事の上村でございます。第205回都市計画審議会の開催にあたり、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

日頃より、三重県における都市政策の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、今回から新たに委員をお引き受けいただきました皆様には、この場をお借りして御礼申し上げます。

先月7月28日、熊本県におきまして、宇城市と氷川町で最大震度7を観測する地震が発生しました。また、8月13日、14日には、千葉県でも線状降水帯を伴う豪雨となりました。この地震や豪雨に伴いまして、多くの尊い命が失われ、住家にも甚大な被害が生じております。現在も、多くの方が避難生活を余儀なくされるなど、日常生活への影響が続いております。この場をお借りして被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

本県におきましても、熊本県宇城市へのカウンターパート支援や、被災建築物応急危険度判定士の派遣など、被災地への支援を行っております。引き続き、被災地の状況を踏まえ、必要な支援に取り組んでまいります。

熊本県では、平成28年熊本地震から10年にわたり復旧・復興に取り組まれてきた中で、再び地震に見舞われることとなりました。今回の地震を受け、改めて、平時から災害への備えを進めることの重要性を認識しているところです。

国においては、平時から災害対応、さらには復旧・復興までを一貫して担う司

令塔機能を有する防災庁の設置に向けた準備が進められるなど、防災・減災対策の強化が進められております。

こうした中、安全・安心な県土づくりを進めるうえで、防災・減災の視点を取り入れた都市計画の重要性は、ますます高まっております。

本県では、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化を踏まえ、持続可能な都市経営の実現に向け、「コンパクトなまちづくり」と「災害に強いまちづくり」を推進しております。

また、南海トラフ地震などの大規模災害に備え、発災後の迅速かつ円滑な復興につなげるため、市町と連携しながら、平時から将来のまちの姿を考える「事前復興まちづくり」の取組を進めております。

今後とも、県民の皆様が安心して暮らし、「住み続けたい」と思える、持続可能で安全・快適なまちづくりに、国・市町と連携して取り組んでまいりたいと思っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

本日は、3議案についてご審議をお願いいたします。

議案の内容につきましては、この後、事務局からご説明いたします。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

<資料確認>

○司会：都市政策担当 片田次長

さて、本日ご審議いただきます議案は、3議案でございます。

まず、本日の資料について、確認させていただきます。

本日の配付資料としましては、事項書、三重県都市計画審議会委員・幹事名簿、三重県都市計画審議会条例、三重県都市計画審議会運営要綱、第204回三重県都市計画審議会議案の手續状況、第206回三重県都市計画審議会の予定議案概要を一体とした資料が1部と、本日の議案説明で使用するパワーポイント等を別冊とした資料が1部、でございます。

また、議案書につきましては、事前に配付させていただいております。資料に不足等がございましたら、挙手にてお知らせください。あわせて、議案書につきましては、事前に配付させていただいておりますが、お持ちでない方がみえましたら、挙手にてお知らせいただければと存じます。

※ 特段の声なし

3 委員紹介

○司会：都市政策担当 片田次長

本日は、村田委員にオンラインでご出席いただいております。

村田委員におかれましては、ご発言の際はミュートを解除のうえ、ご発言くださいますようお願いいたします。

次に、今回の審議会から、新しく就任いただきました委員の方々を紹介させていただきます。

5番委員、三重県農業会議会長 南部時英様でございます。本日は、欠席されております。

7番委員、三重県宅地建物取引業協会 宮崎城治様でございます。なお、宮崎委員におかれましては、都市計画基本方針検討小委員会の委員としてもご就任いただいております。

10番委員、中部地方整備局長 西村拓様でございます。本日は、代理で三重河川国道事務所長 大吉雄人様にご出席いただいております。

11番委員、東海農政局長 小峰賢哉様でございます。本日は、代理で農村振興部農村計画課 都築孝彦様にご出席いただいております。

12番委員、中部経済産業局長 三浦聡様でございます。本日は、代理で総務企画部参事官 山岡毅様にご出席いただいております。

13番委員、中部運輸局長 神谷昌文様でございます。本日は、代理で三重運輸支局長 小出和仁様にご出席いただいております。

14番委員、三重県警察本部長 谷井義正様でございます。本日は、代理で交通部参事官交通規制課長 森阪剛士様にご出席いただいております。

15番委員、三重県市長会副会長 加藤千速様でございます。

16番委員、三重県町村会会長 水谷俊郎様でございます。本日は、欠席されております。

17番委員、三重県議会議員 市野修平様でございます。

18番委員、三重県議会議員 難波聖子様でございます。

20番委員、三重県議会議員 石田成生様でございます。

23番委員、三重県市議会議長会会長 野間芳実様でございます。

新しく就任された委員の方々の紹介は、以上でございます。

4 議事前手続き

<議長選出>

○司会：都市政策担当 片田次長

本審議会会長の浅野委員におかれましては、三重県都市計画審議会条例第6条の規定により議長を務めていただくこととなりますので、議長席へご移動の

上、ここからの議事進行をお願いいたします。

※ 浅野会長、議長席に移動

<議事録署名者の指名>

○議長：浅野会長

それでは、ただいまから、第205回三重県都市計画審議会の議事に入ります。
会議の議長を務めさせていただきますので、今後の議事進行につきまして、皆様のご協力をお願いいたします。

まず、本審議会の議事録の署名者2名の方を、三重県都市計画審議会運営要綱第10条第1項の規定により、議長から指名させていただきます。

第6番委員 山岡委員、第7番委員 宮崎委員のお二人に署名委員をお願いいたします。

<出席者数報告>

○議長：浅野会長

次に、本日出席されています委員の人数につきまして、事務局から報告をお願いします。

○事務局：都市政策課 安野班長

県土整備部都市政策課の安野と申します。よろしくお願いいたします。

報告いたします。委員総数24名中、オンライン参加の方及び委任状の提出がありました6名の代理出席を含めまして、21名の方々にご出席いただいております。

○議長：浅野会長

ただいま報告のありましたとおり、出席されております委員の人数が委員総数の2分の1以上でございますので、三重県都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会は成立いたしました。

<会議の公開・非公開>

○議長：浅野会長

議案の審議に入る前に、まず、審議の公開について、ご審議いただきたいと存じます。

三重県都市計画審議会運営要綱第8条第1項では、非公開とできる場合を規定していますが、今回ご審議いただきます議案につきましては、非公開とできる

場合に該当しないため、公開としたいと存じますが、いかがでしょうか。

※ 異議なしの声

異議がないようですので、公開することを決定いたします。

<傍聴者報告>

○議長：浅野会長

次に、本日の傍聴人につきまして、事務局より報告願います。

○事務局：都市政策課 安野班長

報道機関の方、2名が来場されております。

○議長：浅野会長

それでは、傍聴に際しまして、注意事項をご説明いたします。

傍聴者の方々におかれましては、お配りしました「傍聴要領」に従っていただきますようお願いいたします。

なお、この規定に違反したときは注意し、また、これに従わないときは、退場していただく場合がありますので、ご留意願います。

では、議事を続けます。

5 第204回都市計画審議会に関する報告

○議長：浅野会長

次に、前回の第204回都市計画審議会の手続状況に関する報告を事務局から願います。

○事務局：都市政策課 安野班長

それでは、お手元の事項書資料9ページ「第204回三重県都市計画審議会議案の手続状況」をご覧ください。

令和7年10月30日に開催しました第204回三重県都市計画審議会では、2件ご審議いただきました。

第1840号議案「津都市計画道路の変更」につきましては、都市計画道路津海岸御殿場線及び河芸町島崎町線について、詳細な測量及び設計の結果、交差点形状の変更、法面及び道路線形の見直しに伴い、一部区域の変更を行うものであることをご審議いただきました。本件につきましては、令和7年11月18日に告示しております。

第1841号議案「三重県都市計画基本方針の内容について」につきましては、目標年次を令和12年としている都市計画区域マスタープランの改定に先立ち、県土全体を見据えた都市づくりの方向性を示す次期「三重県都市計画基本方針」の内容について、三重県都市計画審議会に調査審議いただきたく諮問いたしました。本件は、現在、三重県都市計画審議会の予備審議機関である都市計画基本方針検討小委員会において調査審議を進めており、令和8年11月10日開催予定の次回第206回三重県都市計画審議会において、検討状況の中間報告を行う予定です。

以上でございます。

○議長：浅野会長

以上の報告について、ご質問等はございませんか。

※ 意見・質問なし

6 議事

(1) 第1842号議案「桑名都市計画区域区分の変更」

○議長：浅野会長

次に、議案の審議に入ります。

本日、ご審議いただきます議案は、三重県知事及び特定行政庁である津市長から付議がありました3議案でございます。

初めに、第1842号議案「桑名都市計画区域区分の変更」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。次に、議案の審議に入ります。

○事務局：都市政策課 吉岡課長

都市政策課長の吉岡と申します。よろしくお願いいたします。

それでは第1842号議案「桑名都市計画区域区分の変更」について説明させていただきます。

本件は、桑名都市計画区域内の市街化調整区域の一つの地区を、市街化区域に編入することについて、ご審議をお願いするものです。

区域区分の変更は、都市計画法の規定により、県が定める都市計画であることから今回お諮りするものです。

それでは、前方のスクリーンをご覧ください。

桑名都市計画区域の概要を説明いたします。桑名都市計画区域は、黒線に囲まれた範囲で、桑名市の一部、いなべ市の一部、東員町、木曽岬町、の2市2町で構成されています。

本区域は、愛知県に隣接する県最北端に位置し、名古屋圏との経済の結びつきが強く、産業集積地として県内経済をけん引しています。

桑名都市計画区域は、用途地域の指定がある「市街化区域」と用途地域の指定がない「市街化調整区域」に区分されています。

今回の案件は、赤点線内の「播磨西部地区」を市街化調整区域から市街化区域へ変更するものです。

次に、区域区分について説明いたします。

区域区分は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る観点から、都市計画区域の中を「市街化区域」と「市街化調整区域」に分けることを言います。

市街化区域とは、都市計画法第7条第2項に「既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」と規定されています。

市街化調整区域は、同法第7条第3項に「市街化を抑制すべき区域」と規定されています。

今回の区域区分の変更は、スクリーン中央の赤枠で囲んだ「播磨西部地区」です。

本地区は、東名阪自動車道の大山田パーキングエリアの北西側に位置しており、「播磨西部土地地区画整理組合」が造成する工業団地の区域で、約63.1ヘクタールを市街化区域に編入するものです。

本地区の周辺は、東名阪自動車道や国道1号、国道258号など、広域的な幹線道路や近鉄、JR関西本線など利便性の高い交通条件を備えており、今後も企業の立地等が進むものと考えられます。

次に、播磨西部地区の都市計画における位置づけについて、説明します。

県が定める都市計画区域マスタープランでは、市街化調整区域の工業の増進等を目的とする一定規模以上の開発は、立地の確実性、周辺環境への影響等を勘案し、計画的に集積を図ることとしています。面的整備を検討、実施している区域では、有効な土地利用を進めるため、事業の実施が確実となった段階で必要な施設を都市計画に定めるとともに、必要に応じて市街化区域に編入するとしています。

桑名市の都市計画マスタープランでは、高速道路インターチェンジ周辺および大山田パーキングエリアでのスマートインターチェンジ構想周辺については、広域交通の利便性を活かせるよう、産業・交流の機能を配置することとしています。本地区は、右側位置図の赤マル点線か所となり、「生産・物流地域」に位置付けられています。

次に、変更概要です。

播磨西部地区は、令和6年9月に大山田パーキングエリアスマートインター

チェンジ化の事業認可を受け、同年１２月に、工業系土地利用を行う地区計画が決定され、土地区画整理事業にかかる組合設立認可を受けました。

本地区は、交通利便性の高い新たな産業集積拠点として、一団の工業団地整備を行う地区であり、事業の実施が確実となりましたので、概ね１０年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に編入するものです。

なお、地区計画は、地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした、市町が決定する「地区レベルの都市計画」です。

また、土地区画整理事業は、道路等の公共施設の整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業です。

次に、播磨西部地区の土地利用状況についてご説明します。

現状は、竹林が大半を占め、一部農地の土地利用があります。また、本地区の西側は、陽だまりの丘団地、市道を挟んだ南側は、大山田団地といった住宅地が立地しています。

こちらは、将来の用途地域図です。

本地区は、工業の利便を増進させるために住宅等の混在を防止し、工業に特化した土地利用を図る目的から工業専用地域に指定を予定しております。

なお、用途地域に係る都市計画変更は市で定める都市計画である為、桑名市において手続きが進められています。

次に播磨西部地区の土地利用計画のイメージです。

本地区内は、オレンジ色点線で示す都市計画道路の「桑名北部東員線」と「大山田播磨線」のほか、スクリーン左側の陽だまりの丘団地から市街地へ向かう一般車両の交通の円滑化向上のため、緑色点線で示す地区計画で位置付けた地区施設の道路が計画されています。

また、本地区には、都市計画道路の「桑名北部東員線」からスマートインターチェンジを介して東名阪自動車道にアクセス可能な計画となっています。

スクリーン左側の陽だまりの丘団地との間には、緑地や調整池といった緩衝帯を設置し、住環境に配慮した計画になっております。

次に、説明会等の実施状況について、説明します。

令和７年１１月８日に区域区分・用途地域変更案に係る原案の説明を行いました。

主な意見として、工業専用地域の妥当性や住環境への影響、幹線道路の整備時期、渋滞対策と通勤車両の増加などに関する意見をいただいております。

これらの意見に対して、桑名市都市計画マスタープランにて「生産・物流地域」に位置づけており、工業・産業の土地利用に特化した土地利用とするため、工業専用地域を選定していることや地区計画において、緩衝帯となる緑地を設ける方針や壁面後退、敷地面積制限を設定しており、また、別途進出企業と桑名市で

協定を締結し、周辺環境への保全を求めること、幹線道路の完成時期は未定であるものの、早期整備を進めつつ、必要に応じて進出企業に対して交通分散を誘導するといった回答を行っており、桑名市として適切に対応されることを確認しています。

次に、都市計画法に基づく変更案については、令和8年5月8日から同月22日まで、県及び桑名市で縦覧を行いました。

縦覧の結果、縦覧者1名で、意見書の提出が1件ございましたので、その意見書の要旨と見解について説明いたします。

位置図にある赤点線内にある無着色のエリアは、市街化調整区域であり、周りは市街化区域になりますが、都市計画法第2条（都市計画の基本理念）に合致するのか、というものです。

都市計画法第2条には、都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すること並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図ることを基本理念としています。

県の見解を述べさせていただきます。

ご指摘の区域は、一部宅地や駐車用スペースとして利用されていますが、農用地区域内の農用地を有しており、また、土地区画整理事業の施行区域に含まれておらず、概ね10年以内に優先的かつ計画的に工業系の市街化を図るべき区域ではありません。

本件では、緩衝帯の設置や農業用水・排水の機能を確保するために改修を行うなど、市街化調整区域と工業系市街地の土地利用との間で相互に影響を及ぼさないよう対策を行っています。

よって、本件は都市計画の基本理念に適合するものと考えます。

また、関係市である桑名市から意見聴取を行った結果、当該都市計画の変更案については、異存なしとの回答をいただいています。

なお、あわせて附帯意見として、事業実施にあたり県道御衣野下野代線、県道四日市多度線の香取南交差点の早期整備に努めていただきたい、とのご意見をいただいています。

補足させていただきますと、市街化区域編入にあたり周辺の道路ネットワークの整備も重要であり、市が施工する都市計画道路「桑名北部東員線」や周辺の県道も含めた道路基盤の整備について、早期完成が求められています。

対応といたしまして、県道御衣野下野代線は、令和2年度より養老鉄道養老線から西側の工業団地までの区間に係る道路改良事業に着手するとともに、県道四日市多度線の香取南交差点付近は、令和6年度より交差点改良事業に着手しております。引続き事業を進めてまいります。

以上で、第1842号議案の桑名都市計画区域区分の変更について、スクリー

ンを用いた説明を終わらせていただきますが、引き続きお手元の議案書につきまして、説明いたしますので、議案書をご覧ください。

まず、ページ番号「１８４２の１」は、桑名都市計画区域区分の変更の計画書になります。

次に、「１８４２の２」ページは、新旧対照表になります。ここで、人口フレームの変更を合わせて行っていますので、説明します。

今回の区域区分の変更においては、非住居系での市街化区域編入であることから、本来、計画書の人口フレームについては変更が生じないものですが、令和３年２月に変更を行った都市計画区域マスタープランへの整合を図るため、人口フレームの変更を行うものです。

次に、「１８４２の３」ページは変更理由書になります。

次に、「１８４２の４」ページは位置図、「１８４２の５」ページは計画図、「１８４２の６」ページは将来用途地域図を示しております。

第１８４２号議案の説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長：浅野会長

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○議長：浅野会長

１８番、難波委員ですかね。

○委員：難波委員

ご説明ありがとうございます。難波と申します。私、実はまさにここの地域に住んでおりまして、この議案に関して、いくつか質問させていただきます。まず、こちらには載っていないですが、三重県指定の希少動植物であるヒメタイコウチが生息されているとのことなのですが、移設といいますか、移動といいますか、そういったものが進んでいるのかどうか、まずお聞かせいただけますでしょうか。

○議長：浅野会長

では事務局から回答をお願いします。

○事務局：都市政策課 安野班長

ご質問ありがとうございます。希少生物につきましては、先ほど説明もござい

ましたとおり、今回の工業団地と陽だまりの丘団地の間に緩衝帯を設けさせていただく計画となっております。その緩衝帯というのは、希少生物のビオトープとか、または雨水調整池等を設けるということになっております。詳細な工事につきましては、土地区画整理事業組合の方でされていると聞いておりますが、まずは今回の工事につきましても、こういった公共施設の部分を先に整備を進めていると聞いておりますので、適宜工事が進められましたら、希少生物の移設というんでしょうか、そういったところも進められていくのかと考えております。本日は、都市計画の話につきましては県の方でご説明させていただきますが、事業のところにつきましては、補足的にご説明いただける機会があればということで、本日は桑名市の方にもご臨席をいただいております。もし今回、その希少生物の進め方の件で、私申し上げた以外のところに何か補足するようなところがあれば、よろしく願いいたします。

○事務局：桑名市社会基盤整備部 佐藤部長

桑名市の社会基盤整備部の佐藤と申します。よろしく願いいたします。

本事業につきましては、区画整理の事業化前に環境アセスを行いまして、こういった希少生物については保存の有無をちゃんと確認した上で、ご指摘ありますヒメタイコウチにつきましては、地区内にビオトープを設置いたしまして、そちらへ移植するという計画になっております。簡単ではございますが、以上でございます。

○委員：難波委員

ありがとうございます。まだ移植前ということでよろしいでしょうか。

○事務局：桑名市社会基盤整備部 佐藤部長

今、手続き中の段階です。移植先の工事にかかりまして、移植先を今工事しておりまして、それから移植の手続きにかかるというところになります。

○委員：難波委員

ありがとうございます。移植をすることも大切なんですけれども、移植後ですね、その生物がそこにちゃんと住み続けてくれることがすごく重要だと思います。こちら、組合さんが解散した後、管理の方は、どちらの方がしていただくのでしょうか。

○議長：浅野会長

はい、どうぞ。

○事務局：桑名市社会基盤整備部 佐藤部長

お答えします。現状、公共緑地ということで、現在の考え方については公共でございますので、市を中心とした形で協議を行ってまいりたいと思っております。

○委員：難波委員

ありがとうございます。やはり全ての建設が終わってからでないと、きちんと移植が進んだかどうかというのはわかりませんで、長い目で管理をしていただけたらと思います。

あともう一つ、地域住民としての声なんですけれども、やはりこのスマートインターができることは知っている方が多いのですが、その周りは工業用地になることを知らないという方が大半を占めておりまして、住民の方々への説明が再度必要ではないかと思っているんですけれども、こちらの場で発言をすることではないかもしれないんですが、どうお考えか、お聞かせ願えますでしょうか。

○議長：浅野会長

これは県ですかね。

○事務局：都市政策課 安野班長

県としまして、まず都市計画決定の手続きにつきまして、改めてご説明をさせていただきますと、昨年11月8日に原案の作成のための住民説明会をさせていただいたところでございます。開催にあたりましては、事前に桑名市の広報にて開催日時、またどういった計画の内容のものであろうかと、都市計画変更に関するものであるということを周知し、加えてホームページでもそれを示していただいたというところで、住民説明会に臨んでいるところでございます。加えまして、今年の5月8日から22日の約2週間におきまして、三重県および桑名市の窓口、加えて県のホームページにおきましても、今回の案の縦覧を2週間かけてさせていただいたところでございます。今回、1件ご意見をいただいたというところでございます。今回の都市計画決定につきましては、今申し上げたような形で、法に基づいた手続きを行った上での周知をさせていただいているところでございます。そういう中で、委員のおっしゃる形でのさらなる土地利用にあたっての今後の説明につきましては、土地区画整理事業組合さんになりますので、実施いただくことが望ましいかと思っておりますし、桑名市さんとしても、そのあたりについてもご支援いただくと聞いております。

○議長：浅野会長
よろしいですか。

○委員：難波委員

ご説明ありがとうございました。今後こういう大規模な開発がある際に、住民の方への説明をどうしていくかっていうのが、本当に大きな課題になってくるかと思います。行政側の方は法に則って進めていってくださると思うんですけども、やはり住民の方々がなかなか興味を持たないと、これほど大きな開発工事があることを知らないということがですね、私もびっくりしたところなんですけれども、多くの方に周知していただけるような働きかけであったり、今後こちらに関しては住民説明会を進めていけるように私も動かさせていただきますので、どうかご協力をお願いいたします。以上です。

○議長：浅野会長

では、その点、県の方でも、桑名市さんの方でもよろしくお願ひしたいと思ひます。その他でご意見ご質問ございますでしょうか。いかがでしょうか。では、中平委員お願ひします。

○委員：中平委員

中平でございます。一点だけご質問させていただきます。説明会の時の意見でもありましたように、渋滞対策が課題ではないかと意見が述べられていたと思ひます。私、この辺りはちょっと存じ上げてないんですけど、現状、渋滞状況はどうなのかというのと、あと、道路整備ですね。桑名市さんの意見の中での対応でも、交差点の整備等があったと思うんですけど、そういった対応をすれば、およそ渋滞が回避できるような予測になっているのかどうか教えていただければと思ひます。

○議長：浅野会長

では事務局お願ひします。

○事務局：都市政策課 安野班長

現在の交通状況を申しますと、このレーザーポインターで指している今回の播磨西部地区でございますけれども、この南側に現道の市道で上之輪嘉例川線という市道がございます。この市道につきまして、国道258号に向かって朝夕の通勤時間帯に渋滞が発生していると承知しているところでございます。今後の整備について、今回の区画整理事業に合わせて、区域内の都市計画道路桑名北

部東員線につきましては、大山田パーキングスマートインターチェンジと合わせて工事が進められていくと認識してございます。加えて、ここのネットワークを図る上で、別途この桑名北部東員線の今回変更する区域から東側工区の部分につきましては、昨年詳細設計が終わりまして、現在、用地測量を行っていると伺っております。ただ、完成時期等につきましては、用地買収等もございまずので、いつ頃完成するかというのはまだ明言ができないと伺ってはおりますが、桑名市としても、この路線の整備を最優先課題として進められているというところでございます。今回の整備が最終、東側工区までいきますと、スマートインターチェンジの部分につきましても大型車両の交通転換等を図られるということもございまずるので、一定渋滞が緩和される推計となってございます。加えて、桑名市さんから県に対して意見をいただいております県道のネットワークにつきましても、現道の部分もあるんですけど、加えて交差点の改良とか、再整備等を進める中で、ここの周りだけではなくて、全体のネットワークを合わせて補強していくというのは、県としても重要な課題だと認識しておりますし、現在、事業化も進めているというところでございますので、これらの交通課題については、県と市合わせて最優先で進めていきたいと考えてございます。以上でございます。

○委員：中平委員

ありがとうございます。おそらく今回整備される地域というのは、どういう企業が入って、どれぐらいの従業員の方がいらっしゃってというところで、規模感で大きく変わってくるのかなと思うので、そのあたり注意しながら計画を進めていただければと思います。以上です。

○議長：浅野会長

では、その他いかがでしょうか。村田委員は何かございますか。よろしいですか。では、その他、ご質問ご意見等ございませんようでしたら、お諮りしたいと思います。

第1842号議案「桑名都市計画区域区分の変更」につきまして、原案が適切であると判断し、三重県知事に原案どおり答申することについて、ご異議ございませんでしょうか。

※ 異議なしの声

○議長：浅野会長

ご異議ないものと認めます。

よって、第1842号議案「桑名都市計画区域区分の変更」につきましては、原案が適切であると判断し、その旨、三重県知事に答申させていただきます。

(2) 第1843号議案「伊勢都市計画道路の変更」

○議長：浅野会長

続きまして、第1843号議案「伊勢都市計画道路の変更」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 吉岡課長

それでは、第1843号議案につきまして、ご説明いたします。

ご審議いただきますのは、「伊勢都市計画道路の変更」です。今回、変更する路線は、豊川浦田線の1路線になります。事業実施にあたり道路区域を変更する必要があるため、都市計画法の規定により、県の都市計画審議会にお諮りするものです。

それでは、前方のスクリーンをご覧ください。

最初に、当路線の概要です。

まず、当路線の位置関係についてですが、この図は、伊勢神宮外宮から内宮、皇學館大学周辺を写した図であり、方角は上側が北となります。

今回都市計画変更を行う豊川浦田線は、昭和21年に都市計画決定された道路で、起点を伊勢市岡本一丁目、終点を伊勢市宇治浦田一丁目とした延長3,110メートル、代表幅員22メートルの幹線道路です。

現在は主要地方道「伊勢磯部線」、通称御木本道路として使用されている道路であり、外宮と内宮を繋ぐ観光道路及び地元住民の生活道路や通学路として重要な役割を持った道路です。

次に、当路線の都市計画における位置づけについて、説明します。

県が定める都市計画区域マスタープランでは、圏域内連絡軸として位置付けられており、区域内の広域拠点や地域拠点、自然交流拠点や歴史・文化交流拠点、レクリエーション等交流拠点等を相互に連携する幹線道路については、必要な整備を進め、機能の維持を図ることとしています。

また、伊勢市の都市マスタープランでは、外宮・内宮連絡軸に位置付けられており、観光客に向けたサービス機能や周辺住宅地向けの生活サービス機能などの充実を図るとともに、伊勢らしい歴史文化を感じさせ、背後の緑と調和した景観形成を図ることとしています。

このように、都市の骨格を形成するうえで、重要な路線として位置付けられています。

次に、当路線の整備状況について、ご説明します。

当路線は伊勢西インターチェンジ交差点より北側の延長約900メートル区間、伊勢西インターチェンジ交差点より南側の延長約920メートル区間については、計画幅員22メートルのところ、幅員16メートルを基本として整備されています。その他、起点部の約540メートル、伊勢西インターチェンジ交差点前後の約290メートル、終点部の約460メートルの区間については計画決定した幅員で整備されています。

次のスライドでは、1番の県庁舎前交差点付近及び2番のファミリーマート付近で撮影した写真を用いて、当路線の課題について説明します。

当路線の課題につきまして、現在概成済みの区間においては、付加車線が整備されていない交差点が多く、右折車両の滞留による交通渋滞が発生しています。

また、歩道幅員が狭小な箇所も多く、歩行者や自転車等の安全な通行に支障をきたしています。

以上のような課題を解消し、円滑な道路交通と歩行者、自転車の安全性の向上を図るため、概成済み区間の整備を順次進めていく必要があります。

次に、当路線の変更経緯及び変更内容について、ご説明します。

右折車両の滞留による交通渋滞や狭小歩道の課題を解消するため、事業実施に向けて詳細な測量及び設計を実施した結果、付加車線を新設する交差点や道路の計画高と現況地盤高との高低差により生じる法面形状が明確になったため、付加車線の新設及び法面形状の変更に伴う区域の変更を行います。

また、整備済み区間の一部において、現道の形状と都市計画道路区域にズレが生じている箇所があるため、今回の変更に合わせて、現道の形状に合わせた区域の変更を行います。

次に、変更区間について、ご説明します。

変更区間は2つに分かれており、変更区間①が伊勢西インターチェンジ交差点より北側の延長約900メートル区間、変更区間②が伊勢西インターチェンジ交差点より南側の延長約1,020メートル区間となっています。

また、先ほど伊勢西インターチェンジ交差点より南側は延長約920メートル区間が概成済みであると説明しましたが、今回の変更に合わせて伊勢西インターチェンジ交差点付近の整備済み区間において現道の形状に合わせた区域の変更を行うため、整備済み区間の一部も含めた1,020メートルを変更区間②としています。

次に、それぞれの変更区間について俯瞰写真により区域をお示しします。

これは、変更区間①を南東方向に写したものです。

赤色の線が変更後の都市計画道路区域、黄色の線が変更前の都市計画道路区域になります。変更区間①では道路の東側、この写真では道路の上側に勢田川が位置しているため、西側に区域が広がります。

次に、変更区間②の区域をお示しします。

勢田町 3 交差点から宇治浦田西交差点までが事業実施区間になりますが、写真の左下にあります伊勢西インターチェンジ交差点付近の整備済み区間において現道の形状に合わせた区域に変更しているため、伊勢西インターチェンジ交差点までを変更区間②に含めています。

変更区間②についても、現地地形にあわせるように道路区域を変更します。

それでは、今回の変更箇所的位置について、説明いたします。

今回の変更としては、青色点線で囲った箇所が「付加車線の新設に伴う区域の変更」、赤色点線で囲った箇所が「法面形状の変更に伴う区域の変更」、緑色点線で囲った箇所が「現道の形状に合わせた区域の変更」になります。

それでは、変更内容の詳細について、順にご説明します。

まず、1 つ目の付加車線の新設に伴う区域の変更についてです。

こちらの図は変更区間①の中で伊勢西インターチェンジ交差点付近に位置している勢田町 2 交差点の平面図になります。

スライドの中段にあります半透明の青色で塗られた箇所が、右折車両の滞留による交通渋滞を解消するため新設する付加車線になります。

この図面では下側に向けて付加車線の幅員を含めた区域に変更しています。

次のスライドでは、図面右側に示す位置での断面図により説明します。

これは、変更箇所の道路断面になります。

変更前は、計画決定された幅員 22 メートルの区域のみを決定していましたが、付加車線を新設することにより、その幅員を含めた区域に変更しています。

次に、2 つ目の法面形状の変更に伴う区域の変更についてです。

こちらの図は変更区間②で南端部に位置している宇治浦田西交差点付近の平面図になります。

スライド中段にあります半透明の赤色で塗られた箇所が、詳細な測量及び設計を行い明確になった、道路の計画高と現況地盤高との高低差により生じる法面の区域です。

この図面では下側に向けて法面及び余裕幅を含めた区域に変更しています。

次のスライドでは、図面中央に示す位置での断面図により説明します。

これは、変更箇所の道路断面になります。

変更前は、計画決定された幅員 22 メートルの区域のみを決定していましたが、詳細な測量及び設計を実施したことにより、法面形状が明確になったため、法面及び余裕幅を含めた区域に変更しています。

次に、3 つ目の現道の形状に合わせた区域に変更する箇所について、説明します。

スライド中央にあります半透明の緑色で塗られた箇所が、現道の形状と都市

計画道路区域にズレが生じている箇所になります。この箇所を現道の形状に整合させる様、区域を変更しています。

次に、説明会等の実施状況について、説明します。

令和8年1月23日、26日に周辺自治会の伊勢市民を対象に、全体事業の計画とともに、都市計画道路変更案に係る原案の説明を行いました。

その際に住民より、滝倉団地へ入るための中央分離帯開口部3か所については、渋滞が深刻な状況にある中、日常生活における利便性の確保のため、現在の開口部を残してほしい、と意見がありました。

スライド下部の航空写真にて滝倉団地へ入るための中央分離帯開口部の位置を示しています。

説明会で出された意見に対し、表の通り対応を行いました。

まず、都市計画道路変更の原案について、伊勢市及び伊勢警察署と協議・検討を行い、右折車の滞留による渋滞を緩和するため右折レーンを追加設置するとともに、住民の利便性に配慮し、中央分離帯開口部を残す案に修正しました。

次に、地権者への説明について、右折レーンを追加設置する案に修正したことに伴い、住民説明会時点より都市計画道路区域が拡大することから、その影響を受ける地権者に対し個別説明を実施し、特段の反対意見はありませんでした。

最後に、影響のある地権者以外の住民に対し、修正案について自治会へ回覧による周知を実施し、こちらも特段の反対意見はありませんでした。

次に、都市計画法に基づく変更案については、令和8年5月7日から同月21日まで、県及び伊勢市で縦覧を行いました。

結果は、縦覧者は0名で、意見書の提出はありませんでした。

また、関係市である伊勢市から意見聴取を行った結果、当該都市計画の変更案については、「異存なし」との回答をいただいております。

以上で、第1843号議案の伊勢都市計画道路の変更について、スクリーンを用いた説明を終わらせていただきますが、引き続きお手元の議案書につきまして説明いたしますので、議案書をご覧ください。

まず、ページ番号「1843の1」は、伊勢都市計画道路の変更の計画書になります。

次に、「1843の2」ページは、新旧対照表になります。

今回の変更は、豊川浦田線の区域の変更のため、記載内容に大きな変更はありませんが、「地表式の区間における鉄道等との交差の構造」において、県が作成する都市計画の手引きに基づき表現を修正しています。

次に、「1843の3」ページは変更理由書になります。

次に、「1843の4」ページは位置図、「1843の5」ページは計画図、「1843の6」ページは標準断面図を示しております。

第1843号議案の説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長：浅野会長

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。村田委員はいかがですか。

※ 意見・質問なし

○議長：浅野会長

特段ご意見ご質問ございませんということですが、私の方から一点、計画変更した後の事業の見通しをお伺いしたいと思います。

○事務局：都市政策課 長井主事

三重県都市政策課の長井と申します。今回の都市計画審議会でご審議いただいた後のスケジュールといたしましては、都市計画変更が行われた後に、今年の12月には都市計画事業認可を受ける予定でありまして、その後、令和9年度以降に用地交渉、用地買収を行い、準備が整ったところから、順次工事に着手していくとお聞きをしております。そして、完成の予定時期については、令和15年を予定しているとお聞きをしております。以上になります。

○議長：浅野会長

ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見がございませんようでしたら、お諮りさせていただきます。

第1843号議案「伊勢都市計画道路の変更」につきまして、原案が適切であると判断し、三重県知事に原案どおり答申することについて、ご異議ございませんでしょうか。

※ 異議なしの声

ご異議ないものと認めます。

よって、第1843号議案「伊勢都市計画道路の変更」につきましては、原案が適切であると判断し、その旨、三重県知事に答申させていただきます。

(3) 第1844号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」

○議長：浅野会長

3つ目の議案になりますが、第1844号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局：津市建築指導課 秋田課長

津市建築指導課長の秋田です。よろしくお願いします。

それでは、第1844号議案、産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、ご説明します。前方のスクリーン又はお手元の資料をご覧ください。

2ページの目次をお願いします。

説明の順番といたしましては、まず最初に、建築基準法第51条についての「法的な位置付け」、次に、本計画の「施設及び事業の概要」、次に「都市計画上支障がないと認められる理由」、最後にまとめとなります。

3ページをお願いします。

法的な位置付けとして、建築基準法第51条についてご説明します。

同条につきましては、都市計画区域内において、卸売市場などのほか、政令で定める処理施設は、原則として都市計画決定しているものでなければ建築できませんが、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は建築可能とされています。

本計画は、既存の工場の一部について、廃プラスチック再資源化工場へ用途を変更するにあたり、変更後の用途が政令で定める処理施設に該当し、また、処理能力が政令で定める規模の範囲を超えますことから、許可が必要となるため、三重県都市計画審議会へ付議するものです。

なお、画面下に示すように、都市計画決定の権限にあわせて、産業廃棄物処理施設については県決定であるため三重県都市計画審議会、一般廃棄物処理施設については市決定であるため津市都市計画審議会の議を経ることとなっています。

4ページをお願いします。

先ほどの説明の補足としまして、その他政令で定める処理施設には産業廃棄物処理施設が含まれ、本計画が当該用途に該当しますことから、同条の許可が必要となるものです。

また、政令で定める規模の範囲内においては同条本文の規定が適用されませんが、本計画につきましては政令で定める1日あたりの処理能力6トンを超えますことから、規定の適用が除外されずに、許可が必要となるものです。

5ページをお願いします。

施設及び事業の概要についてご説明します。

本計画は、廃プラスチック類の破碎施設である産業廃棄物処理施設であり、申請者は株式会社L I X I Lになります。

敷地の位置は津市戸木町で、津都市計画区域内に位置しています。

6 ページをお願いします。

敷地の位置は画面中央付近の赤く囲われた部分で、北は国道163号、南は国道165号に挟まれており、久居インターチェンジの出入り口から西方向に概ね1.7キロメートルの戸木工業団地内にあります。

7 ページをお願いします。

表の上から4項目にある本計画の施設の処理能力については、処理工程がAライン、Bライン、Cラインの3工程に分かれており、それぞれの工程で一日あたりの処理能力が6トンを超えます。

敷地面積及び建築面積は表に示すとおりで、敷地の建蔽率は41.71パーセントとなっています。

操業体制は、16人の3班体制で、計48人で対応する計画です。

搬入・搬出車両につきましては、出入りするの午前8時から午後5時までで、搬入車両の台数は一日あたり2台、搬出車両の台数は一月当たり1台です。

8 ページをお願いします。

本計画の特徴としましては、容器包装プラスチックのうち、ポリプロピレン、ポリエチレンなど単体の性質で作られたものだけではなく、これまで再資源化が困難であった複数の素材でできたプラスチックや、ポリ塩化ビニルなどについても再資源化を可能とする技術開発が行われ、画面で示す「レビア」という舗装材への再利用が可能となったものです。

なお、すでに施設内に設備は整備されており、現在は有化物のプラスチック原料にて製品が製造されていますが、産業廃棄物処理施設として許可を経た後であれば、レビア製造のための原料として産業廃棄物の受け入れが可能となります。

9 ページをお願いします。

各工程についてご説明します。図の左から、Aラインについては、容器包装プラスチック等及び製品プラスチック等について、PS単体樹脂、PE・PP混合樹脂とその他複合樹脂に選別され、PS単体樹脂、PE・PP混合樹脂は、洗浄粉砕機②によって破碎の上、容量が小さくなった減容品としてCラインへ運ばれます。

図の中央にあるBラインにつきましては、Aラインで選別されたその他複合樹脂等について、一軸破碎機及び洗浄粉砕機①により破碎の上、減容品としてCラインへ運ばれます。

図の右上にあるCラインにつきましては、Aライン及びBラインから運ばれ

た減容品について、プラスチック微粉碎機①及び②によって細かく破碎されます。Ｃラインで破碎された粉状のものについては、木材を混合の上、ペレット原料に加工され、押し出し工程へ運ばれ、その後の工程で舗装材へと加工されることになります。

１０ページをお願いします。

本計画が、都市計画上支障がないと認められる理由について、以下の７項目についてご説明します。

１１ページをお願いします。

まず、１項目目、上位計画における土地利用上の妥当性について、上位計画である津市都市マスタープランにおいて、本計画の敷地は、工業系の土地利用の維持・充実に努める内陸部工業エリアに位置づけられています。

１２ページをお願いします。

用途地域については、すでに工業系土地利用が図られている工業専用地域内であるため、土地利用上妥当です。

１３ページをお願いします。

次に、周辺建物の状況について、学校や老人ホーム、保育所、病院、診療所、図書館、公園、住居系用途地域から１００メートル以上離れているかの該否について確認します。

申請敷地の周辺の状況につきましては、久居病院、風の丘認定こども園及び久居中央スポーツ公園がありますが、本計画の敷地から１００メートル以上離れています。また、敷地の南東にある第１種住居地域につきましても、申請敷地から約４００メートル離れています。

１４ページをお願いします。

次に、施設計画の妥当性についてご説明します。敷地の建蔽率は４１．７１パーセントで、５０パーセント以下であり、敷地形状は概ね整形で、敷地内に一般車両及び搬出入車両の駐車場が確保されていますことから、施設計画は妥当です。

１５ページをお願いします。

次に、周辺環境への影響についてご説明します。粉じん、騒音、振動、悪臭、排水の周辺環境への影響及び緩衝帯の設置については、三重県産業廃棄物の適正な推進に関する条例に基づき、生活環境影響調査結果書により環境に及ぼす影響について、回避・低減されているものと評価されています。

１６ページをお願いします。

搬入・搬出路についてご説明します。南からの経路は、国道１６５号から市道羽野２０号線、市道羽野１９号線を経由します。

北からの経路は、国道１６３号から県道片田井戸久居線、市道羽野２０号線、

市道羽野１９号線を経由します。

道路の幅員については全て９メートル以上あり、また、経路の一部は津市立片田小学校の児童の通学路と重複しますが、車道と歩道は分離されており、歩行者の安全は確保されていますことから、搬入・搬出路は妥当です。

１７ページをお願いします。

関係機関との協議につきましては、三重県条例に基づき、三重県津地域防災総合事務所環境室へ事業計画書が提出され、合意形成手続が終了しています。

また、法に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請について、令和８年７月２７日付けで同室より許可されています。

最後に、地元との協議につきましては、三重県条例に基づき、関係住民等との合意形成手続が終了し、また、敷地境界線から１００メートルの範囲にある事業者や自治会の代表者に対しても、事業内容について説明を行い、周知されています。

１８ページにまとめを記載しています。

７つの項目について確認しました結果、本計画は、産業廃棄物処理施設の敷地の位置について都市計画上支障がないものと判断しています。

以上で、第１８４４号議案の産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、スクリーンを用いた説明を終わらせていただきますが、引き続きお手元の議案書につきまして、説明いたしますので、議案書をご覧ください。

まず、ページ番号「１８４４の１から３」は、概要・理由書になります。

次に、「１８４４の４」ページは位置図、「１８４４の５」ページは計画図、「１８４４の６」ページは施設配置図、「１８４４の７」ページは搬入・搬出経路図を示しております。

第１８４４号議案の説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長：浅野会長

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○議長：浅野会長

では、今井委員ですかね。

○委員：今井委員

説明ありがとうございます。説明用資料１４ページの施設計画の妥当性のところで、排水処理施設と水色で書いていただいているんですけども、今回の処分

のための工事をするにあたって、ここの排水を処理するための設備ということで、よろしかったんでしょうか。

○議長：浅野会長
事務局お願いします。

○事務局：津市建築指導課 秋田課長
ご質問いただきありがとうございます。今回の廃棄物の処理にあたりまして、その排水処理施設であり、他のものが流入しているわけではございません。

○委員：今井委員
ありがとうございます。議案にも地元説明とか、この排水のこととか、粉じんや騒音のことも書かれているので、地域への説明、また了解はいただいているものと思っております。10トン車が一日2台、また搬出は一月1台ということで、交通にも障害になるようなことはないと思いますけども、今後、工事を進めるにあたっては、先ほどの桑名じゃないですけども、さらに知らない人も、周りの方でも情報が届いてない人もいるかもわかりませんので、その辺の広報は、また企業の方をお願いしておいてもらいたいと思います。以上です。

○議長：浅野会長
では事務局いろいろ要望がありましたので、その点も踏まえてよろしく願いしたいと思います。

その他いかがでしょうか。村田委員はいかがですか。そのほか、よろしいですかね。では、私の方から1点だけ確認ですが、支障がないと認められる理由、7項目にわたって検証いただいて大丈夫というお話だったんですが、例えば13枚目のスライド、内陸の工業団地の工専地域の工場を産廃施設に変えるということで、災害との関連。例えば大谷川が二級河川か分からないですけど、家屋倒壊等氾濫想定区域の河岸浸食とか氾濫流とか、土砂系の災害、イエローあるいはレッドみたいな、そういうハザードは大丈夫かという点だけ確認させてください。よろしくお願いします。

○事務局：津市建築指導課 秋田課長
ご回答いたします。ハザードマップ等による検証においても、特に支障がないことを確認しております。

○議長：浅野会長

ありがとうございます。

では、その他、ご意見ご質問ございませんようでしたら、お諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

第1844号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきまして、原案が適切であると判断し、津市長に原案どおり答申することについて、ご異議ございませんでしょうか。

※ 異議なしの声

ご異議ないものと認めます。

よって、第1844号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきましては、原案が適切であると判断し、その旨、津市長に答申させていただきます。

最後に、次回審議会の予定議案について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：都市政策課 安野班長

それでは、お手元の事項書資料、11ページ「第206回三重県都市計画審議会の予定議案概要」をご覧ください。

次回の審議会は、令和8年11月10日、火曜日15時から、三重県庁講堂での開催を予定しておりますので、ご予定のほど、よろしくお願いいたします。

次回の審議会では、予定議案が2議案、報告事項が1件ございます。

1番の「津都市計画区域区分の変更」と、2番の「津都市計画臨港地区の変更」は関連する案件ですので、あわせてご説明します。

まず、2番の「津都市計画臨港地区の変更」についてです。

津松阪港の新堀地区について、港湾管理者から臨港地区の指定要請がありました。このため、港湾機能を十分に確保し、港湾の円滑な管理運営を図るため、臨港地区を指定するものです。

併せて、1番の「津都市計画区域区分の変更」により、当該地区を港湾施設として都市的土地利用を図るため、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、市街化区域へ編入するものです。

報告事項は、「三重県都市計画基本方針について」です。

第204回三重県都市計画審議会で諮問し、現在、都市計画基本方針検討小委員会において調査審議を進めている次期「三重県都市計画基本方針」について、検討状況の中間報告を行う予定です。

以上でございます。

○議長：浅野会長

ただいまの連絡事項につきまして、ご質問等はございませんか。

※ 意見・質問なし

では、ないようですので、以上をもちまして議事を終了いたします。
この後の進行は、事務局においてお願いします。

○事務局：都市政策担当 片田次長

浅野会長におかれましては、議事の進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても、ご審議いただき、誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第205回三重県都市計画審議会を終了いたします。

お車でお越しの方は、お渡ししております駐車券をご利用ください。

なお、駐車券をお受け取りでない方は、受付までお申し出ください。

本日は、誠にありがとうございました。